

議員提出第2号議案

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県財政の厳しい状況等を鑑み、議長20パーセント、副議長及び議員15パーセントの減額について平成24年3月31日を終期に実施しているが、報酬額等の減額と併せ、引き続き、議長10パーセント、副議長及び議員5パーセントの議員報酬の特例減額を行うこととし、経過監視期間とされている平成26年3月31日までの2年間、減額の期限を延長することとした。

これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

改 正 後	改 正 前
(1) 減額の期間 平成16年4月1日から 平成26年3月31日までの間	(1) 減額の期間 平成16年4月1日から 平成24年3月31日までの間
(2) 減額率 議長 10 パー 副議長及び議員 5 パー	(2) 減額率 議長 20 パー 副議長及び議員 15 パー

3 施行期日

平成24年4月1日から施行する。